

議案第6号

新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の退職手当に関する条例(昭和35年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和58年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「以後に新条例」を「以後に新居浜市職員の退職手当に関する条例」に、「、新条例」を「、同条例」に、「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第4項中「以後に新条例」を「以後に新居浜市職員の退職手当に関する条例」に、「又は新条例」を「又は同条例」に改める。

附則第5項中「新条例」を「新居浜市職員の退職手当に関する条例」に改める。

(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「この条例による改正後の新居浜市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）」を「新居浜市職員の退職手当に関する条例」に、「第44号。以下この条において「条例第44号」という。」を「第44号」に、「又は公務」を「又は通勤による傷病以外の公務」に、「100分の87」を「100分の83.7」に、「で公務」を「で通勤による傷病以外の公務」に、「104分の87」を「104分の83.7」に、「、新条例」を「、新居浜市職員の退職手当に関する条例」に、「附則第4条、附則第5条並びに条例第44号附則第12項」を「新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第44号）附則第12項並びに附則第4条及び附則第5条」に、「額（以下「新条例等退職手当額」という。）」を「額」に改め、同条第2項中「うち新条例」を「うち新居浜市職員の退職手当に関する条例」に、「規定により新条例」を「規定により同条例」に、「期間が新条例」を「期間が同条例」に改める。

附則第4条及び第5条中「新条例」を「新居浜市職員の退職手当に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

一般職の職員について、国家公務員退職手当法等の一部改正に準じて退職手当の額の改定を行うため、本案を提出する。